第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第７３２号
千葉県柏市柏1352番地７
債務者　永原　晶子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４７９号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁228番地61コスモハイツ302号室
債務者　野沢　祥子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０１８号
東京都八王子市下柚木３丁目４番地４―704
債務者　清水　信行
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１７５号
東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵196番地１メゾンむさし101号
債務者　三浦　文雄
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１７６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵196番地１メゾンむさし101号
債務者　三浦　綾子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１００５号
東京都立川市富士見町６丁目54番104号
債務者　宮内多江子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１６５号
東京都府中市若松町４丁目34番地の29
債務者　栗本　輝彦
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４１７号
静岡県袋井市愛野3006番地の１、前住所静岡県袋井市川井1393番地の１
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２４４７号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目19番33号　アドレス中原Ｂ101
債務者　井上　恵子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４８７号
横浜市神奈川区羽沢町1194番地66　フォレストハイツ羽沢町202号
債務者　花原　牧子（旧姓山内・安東・勝山）
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４９１号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地13棟406号
債務者　袖山　春喜
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４９５号
横浜市南区別所中里台38番４号　横浜レノール101
債務者　坂　　光樹
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４９６号
横浜市南区別所中里台38番４号　横浜レノール101
債務者　坂　　清子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４９９号
神奈川県茅ヶ崎市南湖５丁目18番20―301号ＴⅡ南湖ビル
債務者　神野　　実
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５２０号
横浜市青葉区さつきが丘12―13―307、住民票上の住所川崎市宮前区宮崎604番地１　グランドゥール宮崎台　206
債務者　元木　紀成（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部